

2014年11月25日 全10頁

法律・制度のミニ知識

不当表示に課徴金制度導入

改正景品表示法の成立

金融調査部 主任研究員 堀内勇世

[要約]

- 2014 年 11 月 19 日、不当表示を行った事業者に対して課徴金を課せられるようにする 「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」が成立した。
- ①不当表示抑制のために課徴金制度を導入すること、②課徴金の額は、原則として、問題となった不当表示に係る商品や役務の売上額の3%(3年間分を上限)とすること、③自主申告者への減額制度を導入し、課徴金額の2分の1を減額すること、④一般消費者の被害回復を促進するため、一定の手続きに基づき返金措置を実施した場合に課徴金を減額・免除する制度を導入することなどが規定されている。
- 公布の日から1年6ヶ月以内に施行される予定である。

1. 景品表示法、改正へ

うそや大げさな表示など、一般消費者をだますような不当表示を行った事業者に対して課徴金を課せられるようにする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」(以下、「改正法案」)(注1)が、2014年(平成26年)10月24日、国会に提出されました。そして11月19日に、特段の修正なく「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」)として成立しました(注2)。

(注1) 消費者庁の以下のウェブサイトをご参照下さい。

http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/index.html

(注 2) 改正法案の審議の過程で衆議院と参議院の各「消費者問題に関する特別委員会」において附帯決議がなされています。それについては衆議院と参議院の以下の各ウェブサイトをご参照下さい。

(衆議院) http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/
Futai/shohisha1FCDB3501A23A92849257D900025EF34. htm

(参議院) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/fut ai_ind. html

この改正法は、「不当景品類及び不当表示防止法」(以下、「**景品表示法**」)という法律を改正するものです。この景品表示法は、不当表示や不当景品から一般消費者の利益を保護するための法律ということができます。改正前の景品表示法でも、不当表示などの違反行為が認められると、違反行為の差止めなど必要に応じた「**措置命令**」を出すことができるとされています。しかし、近年、不当表示の問題が大きく取り上げられる中で、この措置命令は将来に向けて違反行為者の不当表示を中止させ、被害の拡大と再発を防止するものであって、事前抑止のインセンティブとして十分とはいえず、違反行為者に対して経済的不利益を賦課し不当利得の剥奪等の効果をもたらす「**課徴金制度**」を新たに導入すべきとの意見が強くなってきました。

2014年6月6日に成立し、同月13日に公布された「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)」の附則4条にも、「第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていました。また、この6月6日に成立した法律の案を審議する過程で、衆議院と参議院の各「消費者問題に関する特別委員会」においてなされた附帯決議の中に、「課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。」と記述されていました(注3)。

(注3) 衆議院と参議院の以下の各ウェブサイトをご参照下さい。

(衆議院) http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/
Futai/shohisha2B8EA6266A4F69B849257CD600117086. htm

(参議院) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/186/futai_i nd. html

こうした中、2014年6月10日には、消費者委員会から「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について(答申)」(以下、「消費者委員会答申」)(注4) が公表されました。そして2014年8月26日から9月4日まで、消費者庁において、「景品表示法における課徴金制度導入に関する意見募集」(以下、「課徴金制度導入の意見募集」)(注5) が公表され、10月24日に消費者庁から「景品表示法における課徴金制度導入の意見募集」)(注5) が公表され、10月24日に消費者庁から「景品表示法における課徴金制度導入に関する意見募集の結果」(以下、「意見募集の結果」)(注6) が公表されました。同日、改正法案が国会に提出され、11月19日に改正法として成立しました。

(注4) 内閣府の以下のウェブサイトをご参照下さい。

http://www.cao.go.jp/consumer/about/kengi teigen iken.html

(注 5) 電子政府の総合窓口 e-Gov (イーガブ) の以下のウェブサイトをご参照下さい。



http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235030017&Mode=0&fromPCMMSTDETAIL=true

(注 6) 電子政府の総合窓口 e-Gov (イーガブ) の以下のウェブサイトをご参照下さい。

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235030017&Mode=2

この改正法では、①不当表示抑制のために課徴金制度を導入すること(違反者に対して課徴金の納付を命じる「**課徴金納付命令**」を出せるようにすること)、②課徴金の額は、原則として、問題となった不当表示に係る商品や役務の売上額の3%(3年間分を上限)とすること、③自主申告者への減額制度を導入し、課徴金額の2分の1を減額すること、④一般消費者の被害回復を促進するため、一定の手続きに基づき返金措置を実施した場合に課徴金を減額・免除する制度を導入することなどを規定しています。

以下において、より詳しく解説していきます。なお、その際に参照すべき、改正法に基づき 改正された場合の景品表示法の条文を、例えば「改正景品表示法○条○項」といった形で参考 までに掲げます。

2. 改正法の概要

(1) 対象行為

課徴金賦課の対象となる行為は、「優良誤認表示」、「有利誤認表示」と呼ばれる不当表示です (改正景品表示法5条、8条1項参照)(注7)。

> (注7)優良誤認表示、有利誤認表示については、消費者庁の以下のウェブサイトも ご参照下さい。

> > http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/hyoji/hyojigaiyo.html

優良誤認表示とは、商品・役務(サービス)の品質、規格、その他の内容についての不当表示のことです。これには、内容について、ア)実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示と、イ)事実に相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示があります。消費者庁の「事例でわかる!景品表示法」(注8)には、「国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示していたが、実際には国産有名ブランド牛ではない国産牛肉だった。」(アの事例)、「『この新技術は日本で当社だけ!』と表示していたが、実際には他社も同じ技術を採用したパソコンを販売していた。」(イの事例)などの事例が掲げられています。

(注8)「事例でわかる!景品表示法」は、以下をご参照下さい。



http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf

なお課徴金賦課に際し、内閣総理大臣(条文上そうなっていますが、実際には消費者庁になると考えられます)は優良誤認表示に当たるかどうかを判断する材料として、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。そして、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料が提出されないときは、不当表示と「推定」されると規定されています(改正景品表示法8条3項参照)(注9)。

(注9) このような規制を「不実証広告規制」ということもあるようです。

一方、**有利誤認表示**とは、商品・役務の価格、その他の取引条件についての不当表示のことです。これには、取引条件について、a)実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示、b)競争業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示があります。消費者庁の「事例でわかる!景品表示法」には、「荷物の運送料金について『今なら半額!』と表示していたが、実際には常にその運賃であった。」(aの事例)、「新聞の折り込みチラシで、地域一番の安さと表示していたが、実際には周辺の酒店の価格調査をしておらず、根拠のないものだった。」(bの事例)などの事例が掲げられています。

(2) 賦課金額の算定の原則

課徴金の額は、不当表示の対象商品・役務の売上額に 3%を乗じて算定することが、原則として規定されています(改正景品表示法 8 条 1 項参照) (注 10)。なお、後述の「(6)」のように、この方法で算出した金額を基準として減額されることなどもあります。

(注 10)「3%」という数字がどのようにして決められたかについては、内閣府の以下のウェブサイトに掲載されている 2014 年 10 月 28 日の第 176 回消費者委員会本会議の議事録に記載が存在します (議事録は 2014 年 11 月 10 日公表)。PDF版の議事録では、9ページ以降です。

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2014/176/shiryou/index.html

なお、2014年10月28日の第176回消費者委員会本会議に消費者庁が提出した資料「【資料1-1】 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案資料」(以下、「10月28日の資料」) (注11)の17ページには、「課徴金の算定の基礎となる売上額の考え方」が掲載されています。例えば、「特定の地域・店舗において供給される商品又は役務の表示が不当表示であった場合」について、「→ (個別の事実関係のいかんにもよるが) 当該特定の地域・店舗における商品又は役務が『当該商品又は役務』に該当する(当該地域における商品又は役務の売上額が課徴金額の算定根拠となる。)。」という記載があります。

(注 11) この資料は、「注 10」で紹介した内閣府のウェブサイトに掲載されています。



(3) 対象期間の制限

課徴金算定の対象期間は、原則として違反行為(不当表示)をした期間ですが、3年間を上限としています(改正景品表示法8条2項参照)。

どこを終点として、別の言い方をすれば、どの時点から逆算して、上限は3年間なのかという点については少々複雑です。違反行為(不当表示)をやめた日から逆算して上限が3年間と考えるのが原則なのですが、違反行為の影響などが考慮されており、次の特例が設けられています。

①課徴金の対象となる違反行為(不当表示)をやめた後その「やめた日から 6 ヶ月を経過する日」、又は、②当該事業者が違反行為(不当表示)により惹起した一般消費者の誤認のおそれを解消するための措置として内閣府令で定める「措置をとった日」のいずれか早い日までの間に、当該事業者が当該違反行為(不当表示)に係る商品又は役務の取引(例えば商品の販売など)をしたときは、最後に当該取引をした日から逆算して上限が 3 年間となっています。

(4) 主観的要素

違反行為者が、違反行為が行われた期間を通じ、当該表示が違反行為であることを「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき」は、課徴金賦課の対象から除外すると、改正法では規定しています(改正景品表示法8条1項参照)。つまりこれは、大まかに言えば、違反行為であることを知らなかったことと、かつ、知らなかったのは相当の注意を怠ったからではなかったことが認められれば、課徴金賦課の対象から除外されるということです。

ここでいう「**相当の注意**」の内容については、「10月28日の資料」の18ページに記載があります。「取引先から提供される書類等で当該表示の根拠を確認するなど、表示をする際に必要とされる通常の商慣行に則った注意をしていれば足りる。」と記載されています (注 12)。なお、「10月28日の資料」にはもう少し具体的なことも記載されていますので、ご興味のある方はご参照下さい。

(注 12) なお、原文では「表示をする際に必要とされる通常の商慣行に則った注意」 の部分は青字で表示されています。



(5) 規模基準

課徴金制度にかかる執行の負担などが考慮され、いわゆる裾切り基準と言われているものが 改正法で設けられています(改正景品表示法8条1項参照)。

具体的には、前述の「(2)」で算定した課徴金の額が 150 万円未満の場合には課徴金納付命 令は出せない (課徴金の納付を命じることができない) と、改正法では規定しています。この 場合の 150 万円未満かどうかは、後述の「(6)」による減額などの前の金額で判断することに なっていることには注意が必要です。

(6) 自主申告による課徴金の減額

違反行為について自主申告した事業者に対し、前述の「(2)」で算定した課徴金の額の 2 分の 1 を減額すると、改正法では規定しています(改正景品表示法 9 条参照) (注 13)。自主申告が認められれば、前述の「(2)」で算定した課徴金の額が 2 分の 1 に減額されることになります。

(注 13) なお、後述の「(9)」で詳しく述べますが、一般消費者の被害回復を促進 するために新設される制度によって、課徴金が減額されたり、免除されたりす ることもあります。

ただし、その自主申告が当該違反行為についての調査があったことにより課徴金納付命令が あるべきことを予知してされた場合は減額されません。

(7) 除斥期間

違反行為をやめた日から 5 年を経過したときには、課徴金納付命令を出せない (課徴金の納付を命じることができない) と、改正法では規定しています (改正景品表示法 12 条 7 項参照)。

(8) 賦課手続(弁明の機会)

改正法では、違反行為を行った事業者に対する手続保障として、課徴金納付命令が出される 前に弁明の機会を付与しています(改正景品表示法 13 条参照)。

なお、課徴金納付命令が出された後、その命令に不服がある事業者は裁判で争うという途も あります。



(9)被害回復の促進(自主返金による減額など)

商品及び役務の取引に関する不当な表示によって生じた一般消費者の被害の回復を促進するため、特別な仕組みを改正法では規定しています(改正景品表示法 10 条、11 条参照)。それは、違反行為を行った事業者が所定の手続に沿って自主返金を行った場合には、課徴金を減額、免除するという仕組みです。なお、ここでいう「免除」とは、例えば減額して計算上 0 円となった場合などには、課徴金納付命令を出せないとなっているということを別の言葉で表現したものです。また、この仕組みで行われる自主返金を、改正法では「**返金措置**」と呼んでいます(「返金措置」の正確な定義は、改正景品表示法 10 条 1 項をご参照下さい)。

この仕組みによって課徴金の減額などを受けるために必要な所定の手続は、概ね次の 3 ステップを経なければなりません。

- ①自主返金により課徴金の減額を受けようとする事業者が、実施予定返金措置計画を作成し、内閣総理大臣(条文上そうなっています。実際には消費者庁となることも考えられます)の認定を受ける (注14)
- ②事業者が、実施予定返金措置計画に沿って適正に返金を実施する
- ③事業者が、報告期限(返還措置の実施期間経過後1週間以内)までに報告する
 - (注 14) どのような一般消費者に自主返金した場合に減額の対象となるかに関しては、政令でより詳しく規定される模様です。「注 10」で触れた 2014 年 10 月 28 日の第 176 回消費者委員会本会議の議事録に、関連する記載が存在します。PDF版の議事録では、7ページ後半から9ページのあたりです。典型例として「クレジットカード取引などによって、事業者が相手方である一般消費者を特定しているような場合」に、その特定された一般消費者からの申出に基づき自主返金する場合が掲げられています。

これらのステップを経た(所定の手続を経た)場合に、自主返金の合計額が、前述の「(2)」により計算した課徴金の額 $^{(\grave{t}_15)}$ から減額されることになります。そのとき、計算上0 円となった場合などには、課徴金納付命令は出せないとされています $^{(\grave{t}_16)}$ 。

- (注 15) 前述の「(6)」の自主申告による減額がある場合は、その減額後の課徴金 の額となります。
- (注 16) なお、自主返金による減額の結果、計算上の課徴金の額が1万円未満となる場合にも、課徴金納付命令は出せないとされています。



(10) 施行日

公布の日から1年6ヶ月以内に施行すると、改正法の附則では規定しています (注17)。新聞報道によれば、2016年(平成28年)の春ごろに施行される予定だと言われています。

(注17)「注10」で触れた2014年10月28日の第176回消費者委員会本会議の議事録に次の記載が存在します(消費者庁加納消費者制度課長発言の一部です。PDF版の議事録では、3ページです)。

あと、細かい話ですが、施行期日につきましては公布から1年6カ月以内という形にしております。比較的長目にとっていると思われるかもしれませんが、これにつきましては、例えば課徴金額の算定等について、政令や内閣府令、さらにガイドラインというところで詳細を詰めるということがありますので、そういったところにつきましては一定の期間を設けながら検討する。その検討したところを、さらに事業者、消費者、双方に十分な周知をするということで、一定の期間をとっておこうということで、1年6カ月以内で政令に定める日というのを施行日という形で測定しております。

もっとも、これは政令の策定が早ければ、早い時期に施行する可能性もありますので、私どもとしてはできるだけ早い時期に施行することを念頭に、 法律がもちろん成立した後ということになりますけれども、さらに引き続き 検討を進めることになろうかと思います。

3. 「参考] これまでの議論との比較

改正法(改正法案からの特段の修正はなかったので、改正法案ということもできます)は、 前述の「消費者委員会答申」や「課徴金制度導入の意見募集」と比べると、変更点がいくつか 存在します。主な変更点がわかる消費者庁の資料は以下の通りです。

(1)「消費者委員会答申」との比較

前述の「10月28日の資料」の14ページに「景品表示法への課徴金制度導入に係る制度設計の方向性(消費者委員会答申との比較)」という図表が掲載されています(注18)。

(注18) その図表では、主な変更点に当たる部分が網掛けされています。



(2)「課徴金制度導入の意見募集」との比較

「課徴金制度導入の意見募集」に対して「意見募集の結果」が 2014 年 10 月 24 日に公表されていますが、この中に変更点に関する記述が存在します (注 19) (注 20)。

- (注 19) 主な変更点に関する箇所を説明するのは難しいのですが、あえて述べれば、 ①2~3 ページの「論点」の欄(一番左側の欄)の「主観的要素(故意・過失など)」についての「御意見に関する考え方」の欄(一番右側の欄)の1つめと、 ②5 ページの「論点」の欄(一番左側の欄)の「被害回復」についての「御意見に関する考え方」の欄(一番右側の欄)の2つめです。
- (注 20)「課徴金制度導入の意見募集」からの変更点については、「注 10」で触れた 2014年10月28日の第176回消費者委員会本会議の議事録にも記載が存在します。PDF版の議事録では、2~3ページです。

4. おわりに

改正法で規定されている課徴金制度は、不当表示の抑制につながるように運用されていくことが期待されています。

なお、消費者庁は課徴金の対象となる事案は限定されると考えているようです。前述の「10月 28日の資料」の19ページに「消費者庁は課徴金の対象となる事案は限定される」という題名の資料を掲載しています。そこには、「課徴金が課される事案は、措置命令事案の半分以下となる見込み」と記載されています(原文では「措置命令事案の半分以下」の部分は青字で表示されています)。なお平成25年度の措置命令は45件であったことも、図表「景表法に係る処理件数」に記載されています。

ところで、この課徴金制度の導入については、事業者の活動を萎縮させる危険性もあり得ると指摘されています (注 21)。今後行われる予定の政令、内閣府令、ガイドラインなどの作成の過程においても、消費者庁などにおいては事業者活動の委縮の危険性についても考慮することが求められるでしょう。また、講習会の開催、パンフレットの作成などにより制度の周知を図るとともに、具体的な事例を挙げるなどして、事業者の予見可能性を高めることも必要と思われます (注 22)。

(注 21) 例えば、消費者庁の以下のウェブサイトに掲載されている「板東消費者庁 長官記者会見要旨 (平成 26 年 10 月 21 日)」をご参照下さい。

http://www.caa.go.jp/action/kaiken/c/141021c_kaiken.html



(注 22)「意見募集の結果」の7ページの「論点」の欄(一番左側の欄)の「その他個別論点以外についての御意見」についての「御意見に関する考え方」の欄(一番右側の欄)の1つめにおいて、(執行や運用等の明確化のため)「今後、景品表示法における課徴金制度の執行に関するガイドラインや、違反事例集を作成し、公表するなどします。」という消費者庁の考え方が示されています。

